

常勤役員報酬規定

社団法人 日本鑄造協会

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日制定

(目的)

第 1 条 この規定は、社団法人日本鑄造協会（以下、「協会」という。）の定款第 1 6 条の規定に基づき、協会の常勤役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 常勤役員には、報酬を支給し、その報酬は年俸給及び通勤手当とする。

(年俸額)

第 3 条 常勤役員の年俸額は、次の掲げる基本年俸額を基準とし、この基準年俸額の±25%の範囲内で、協会の財務状況、会員企業の水準、当該常勤役員の業務実績等を勘案して毎年度理事会においてこれを定める。

基本年俸額 11,000,000円

(通勤手当)

第 4 条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担することを常例とする常勤役員に支給する。ただし、通勤のために利用する交通機関等は、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路、方法によるものとする。

(報酬の支給)

第 5 条 常勤役員の俸給及び通勤手当の支給は、毎月 25 日（その日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その日の前日）とする。

第 6 条 常勤役員が非常勤となり又は退職若しくは死亡した時は、その日までの日割り計算により、俸給、通勤手当を支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1. この規定は、理事会の承認を受けた日から適用し、平成19年度に開催される通常総会において事後承認を受けることとする。ただし、第3条に規定する常勤役員の年俸額は平成18年度から適用し、平成18年度は既に定められている額とする。
2. この規定を改正する場合は、総会の承認を必要とする。